

令和 8 年 9 月市議会定例会提出案件

議第 1 1 3 号	令和 7 年度鶴岡市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
議第 1 1 4 号	令和 7 年度鶴岡市病院事業会計決算の認定について
議第 1 1 5 号	令和 7 年度鶴岡市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議第 1 1 6 号	令和 7 年度鶴岡市下水道事業会計決算の認定について
議第 1 1 7 号	令和 8 年度鶴岡市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 1 1 8 号	令和 8 年度鶴岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 1 1 9 号	鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 1 2 0 号	鶴岡市市税条例の一部改正について
議第 1 2 1 号	鶴岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
議第 1 2 2 号	中央公民館空調設備改修工事（機械設備）請負契約の締結について
議第 1 2 3 号	鶴岡市印鑑条例の一部改正について
議第 1 2 4 号	鶴岡市消防団条例の一部改正について
議第 1 2 5 号	鶴岡市保育所設置及び管理条例の一部改正について
議第 1 2 6 号	鶴岡市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部改正について
議第 1 2 7 号	鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
議第 1 2 8 号	鶴岡市公共下水道条例の一部改正について
議第 1 2 9 号	鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について
議第 1 3 0 号	鶴岡市浄化槽条例の一部改正について
議第 1 3 1 号	鶴岡市表彰条例に基づく表彰について
議第 1 3 2 号	鶴岡市教育委員会委員の任命について
議第 1 3 3 号	鶴岡市農業委員会委員の任命について
議第 1 3 4 号	鶴岡市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議第 1 3 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議第 1 3 6 号	鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

令和 8 年 9 月市議会定例会提出案件要旨

議第 1 1 9 号 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 1 被害者参加人としての裁判所等への出頭について、特別休暇の対象とするもの
- 2 施行期日 公布の日

議第 1 2 0 号 鶴岡市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴う改正

1 個人住民税

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における提出義務がない場合でも、個人住民税の課税に必要な情報を把握できるように提出義務の範囲を拡大するもの
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例のうち、スイッチ O T C 医薬品の購入の対価に係る部分についてはその適用期限を撤廃し、その他の医薬品の購入の対価に係る部分についてはその適用期限を 5 年延長し、令和 1 4 年度までとするもの
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 5 年延長するもの（令和 1 2 年までに居住を開始した者に適用）
- (4) 肉用牛売却による事業所得に係る市民税の課税特例の適用期限を 3 年延長し、令和 1 2 年度までとするもの
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の適用期限を 3 年延長し、令和 1 1 年度までとするとともに、地すべり防止区域等内の土地等の譲渡を対象外とするもの（令和 1 0 年以後の譲渡について適用）
- (6) 個人住民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合は、他の所得と分離して 1 0 0 分の 3 の税率により当該所得割を課すもの

2 固定資産税

- (1) 固定資産税に係る免税点を上げるもの
家屋 （現行） 2 0 万円 → （改正案） 3 0 万円
償却資産 （現行） 1 5 0 万円 → （改正案） 1 8 0 万円
- (2) 再生可能エネルギー設備に係る特例を次のとおり見直した上で、適用期限を 3 年延長し、令和 1 0 年度までとするもの

ア ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光設備について、課税標準額を2分の1に軽減するもの

イ 風力発電設備

風力発電設備について、適用対象となる設備を次のとおりとし、その区分に応じ設備の価格にそれぞれ次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

(ア) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく洋上風力発電設備
5分の3

(イ) 港湾法、地球温暖化対策の推進に関する法律及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく風力発電設備
3分の2

(3) バリアフリー改修が行われた施設等の固定資産税額の減額措置について、対象となる施設を拡充するとともに適用期限を3年延長し、令和10年度までとするもの

3 都市計画税

固定資産税の2(3)と同様に措置するもの

4 施行期日

(1) 1(4)及び(5)(適用期限の延長に係る部分)、2(2)及び(3)並びに3 公布の日

(2) 1(1)、(2)及び(3) 令和9年1月1日

(3) 2(1) 令和9年4月1日

(4) 1(5)(地すべり防止区域等内の土地等の譲渡を対象外とする部分) 令和10年1月1日

(5) 1(6) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

議第121号 鶴岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

1 地域再生法に基づく地域再生計画に従い本社機能の移転や拡充をした事業者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税について、その適用を受けることができる固定資産の新設又は増設の期間を延長するもの

(現 行) 令和8年3月31日まで

(改正案) 令和10年3月31日まで

2 課税免除及び不均一課税の対象となる償却資産の範囲を明確化するもの

3 施行期日 公布の日

議第 1 2 2 号 中央公民館空調設備改修工事（機械設備）請負契約の締結について

- 1 工 事 名 中央公民館空調設備改修工事（機械設備）
- 2 工 事 場 所 鶴岡市みどり町 2 2 番 3 6 号
- 3 工 期 着 工 令和 8 年 9 月 2 8 日
完 成 令和 9 年 1 2 月 1 7 日
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契 約 金 額 3 5 2, 4 1 8, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方 山空・桜井特定建設工事共同企業体
代表者 鶴岡市大淀川字洞合 2 2 番地
山形空調株式会社 代表取締役 高 橋 勝 敏
構成員 鶴岡市日枝字鳥居上 3 6 番地の 1
桜井管工業株式会社 代表取締役 櫻 井 俊 夫

議第 1 2 3 号 鶴岡市印鑑条例の一部改正について

- 1 漢字圏の外国人住民のうち、日本における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者について、住民票に記載されているカタカナ表記での印鑑登録を可能とするもの
- 2 特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするもの
- 3 施行期日 公布の日

議第 1 2 4 号 鶴岡市消防団条例の一部改正について

- 1 消防団員の定員の改正を行うもの
(現 行) 2, 7 5 0 人 → (改正案) 2, 5 5 0 人
- 2 施行期日 公布の日

議第 1 2 5 号 鶴岡市保育所設置及び管理条例の一部改正について

- 1 由良保育園及び大東保育園を廃止するもの
- 2 利用児童数の実態に合わせ、入所定員を次のとおり改めるもの

名 称	現 行	改正案
東部保育園	1 2 0 人	1 1 0 人
西部保育園	1 0 0 人	7 0 人
南部保育園	1 4 0 人	1 3 0 人
松原保育園	1 1 0 人	改正なし
かたばみ保育園	1 0 0 人	9 0 人
由良保育園	4 5 人	(廃止)
藤島くりくり保育園	9 0 人	改正なし
藤島こりす保育園	1 7 0 人	1 1 0 人
大東保育園	4 5 人	(廃止)
いずみ保育園	1 2 0 人	7 0 人
貴船保育園	1 2 0 人	1 1 0 人
朝日保育園	1 2 0 人	8 0 人

- 3 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

議第 1 2 6 号 鶴岡市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部改正について

- 1 鶴岡市第三学区放課後児童クラブを新たに設置するもの
 - (1) 位置 鶴岡市若葉町 1 5 番 7 号
 - (2) 入所定員 2 0 0 人
- 2 施行期日 令和 9 年 9 月 1 日

議第 1 2 7 号 鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

- 1 産業人材育成基金及び緊急経済対策金融支援基金を廃止するもの
- 2 施行期日 公布の日

議第 1 2 8 号 鶴岡市公共下水道条例の一部改正について

- 1 一般用の基本使用料を次のとおり改めるもの
(現行) 8 8 0 円 → (改正案) 1, 1 0 0 円
- 2 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

議第 1 2 9 号 鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について

- 1 一般用の基本使用料を次のとおり改めるもの
(現行) 8 8 0 円 → (改正案) 1, 1 0 0 円
- 2 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

議第 1 3 0 号 鶴岡市浄化槽条例の一部改正について

- 1 基本使用料を次のとおり改めるもの
(現行) 2 2 0 円 → (改正案) 4 4 0 円
- 2 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日